

## 障害児福祉手当・特別障害者手当制度

この制度は身体又は精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当を支給する制度です。

| 支給対象者   |   |
|---|---|
| 特別障害者手当 (月額 27,350円)  | 障害児福祉手当 (月額 14,880円)  |
| <b>20歳以上の在宅の障がい者</b> で、福祉事務所長の認定を受けた方。<br>なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1) 施設に入所(通所を除く)している場合。<br>(2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。 | <b>20歳未満の在宅の障がい児</b> で、福祉事務所長の認定を受けた方。<br>なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1) 施設に入所(通所を除く)している場合。<br>(2) 政令で定める公的年金を受給している場合。 |

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。  
 ※申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本(抄本)、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前にご連絡ください。

【お問い合わせ】健康支援課 障がい支援係 ☎098-945-5013 南部福祉事務所 地域福祉班 ☎098-889-6364

## 太田小児科 病児保育料の一部免除について

6月に今年度の税額が決定したことで、7月から病児保育料の一部免除の適用が変更されます。

|   |             |
|---|-------------|
| ①非課税世帯→非課税世帯<br>手続きの必要はありません。<br>7月から一部免除になります。           | 申請の必要<br>なし |
| ②非課税世帯→課税世帯<br>手続きの必要はありません。<br>7月からは一部免除はありません。          | 申請の必要<br>なし |
| ③課税世帯→非課税世帯<br>こども課窓口で手続きの必要があります。<br>手続きをした日から一部免除になります。 | 申請の必要<br>あり |

①と③に該当する方のうち、令和3年1月1日に西原町に住所がなく、令和3年度町民税非課税の方で7月以降も利用料助成を受けたい方は、所得証明書の提出が必要です。  
**非課税が確認できない場合は7月以降の免除ができません。**

【お問い合わせ】  
こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311



小波津弾痕の残る石塀  
※向かって左が南東側石塀、右が北東側石塀

住宅が建ち並び、人々が平和に暮らしている西原町。そのほば中ほどにある小波津集落に、大小様々な穴の残る石塀が存在します。令和三年五月一日、その石塀が、西原町の指定文化財(史跡)となりました。

「小波津弾痕の残る石塀」です。

石塀は一九三五(昭和一〇)年に建造されたもので、この石塀に残る大小様々な穴は一九四五(昭和二〇)年の沖繩戦の時に受けた銃弾の跡です。

この石塀に囲まれた小波津家の屋敷は戦時中、旧日本軍の宿舎として利用されていました。屋敷の入口側にあたる南東側の石塀には、四角状に空いている部分がありますが、そこは旧日本軍が機銃を据える「銃眼」として使用



## 七六年前の記憶を残す石塀

するために石を外したといわれています。また、同面には米兵が刻んだと思われる英字が残っています。この他に、道路に接する北東側の石塀には現在幅約二mの範囲で修繕された部分が確認できます。ここはかつて米軍が入り口を作るためか、積石が取り外されていたようです。

一九四五(昭和二〇)年四月二八日、二九日には小波津集落内で、五月四日の未明には小波津川沿いで激しい戦闘が行われました。

小波津家の屋敷もこの影響を受け、建物も焼失しましたが、石塀は残りました。石塀には多くの撃ち込まれた弾丸の跡が、今も生々しく残っており、沖繩戦の激しさを物語っています。

戦争に関する遺跡が町指定の史跡となったのは、「旧西原村役場壕」に次いで二件目となります。

沖繩戦時下の西原は、旧日本軍と米軍が死闘を繰り広げた激戦地です。今年で戦後七六周年となりますが、沖繩戦当時の西原で何があったのか、その記憶を残す石塀をきっかけに考えてみませんか。

※「小波津弾痕の残る石塀」は個人住宅です。敷地内には立ち入らず、静かに見学してください。

お問い合わせ  
文化課 文化財係  
☎944-4998

## わたしの話題 Topics in the Town



イベント  
フォトギャラリー

5月  
25日  
(火)

町商工会新会長に  
下地氏が選出!



5月25日に令和3年度町商工会通常総代会が開催され、任期満了に伴う役員選出において、新会長に下地浩之(しもじひろゆき)氏が選任されました。

下地会長は「商工会の基本理念である、会員の皆様の支援、地域振興の推進をしっかりと達成するために、3年間全力で取り組んでいきます」と意気込みを話しました。

5月  
18日  
(火)

愛の贈りもの  
医療従事者への飲料水寄贈



(一社)沖縄県建設業協会 浦添・西原支部(名嘉太助(なかにすけ)支部長)より、新型コロナウイルスワクチン集団接種に携わる医療従事者へ500mlペットボトルの飲料水800本の寄贈がありました。

名嘉太助支部長は「ワクチンの集団接種を行うにあたり、日々頑張っている医療従事者の皆様へ支援が出来ればと思った。今後も継続して支援していきたい」と話しました。

崎原盛秀町長は「医療現場で頑張っている方を支援したいという皆様の思いが大変嬉しい。感謝しています。」とお礼を述べました。

5月  
27日  
(木)

春の叙勲(旭日双光章)受章伝達式



西原町長を3期12年務めた上間明(うま あきら)前町長が、これまでの功績により、春の叙勲(旭日双光章)を受章し、町役場において伝達式が行われました。

上間前町長は「叙勲を受ける年代になったのかと思うと嬉しい限りです。この受章においては、町民の皆様の理解と協力が大前提のものであり、町民に対してもらった章だと思ふ。町民とともに喜びたい」と町長時代を振り返り、改めて町民の皆様に対する感謝を述べました。

崎原盛秀町長は「12年間苦勞も多かったと思う。町民の皆様のおかげという、感謝の姿勢に敬意を表します。私も見習っていきたく」と長年の功績を称えました。

他に3名の町内在住者が叙勲を受章しています。  
**瑞宝双光章 田本 浩一**(たもと ひろかず)氏(字幸地)  
**比嘉 正男**(ひが まさお)氏(字小波津)  
**第36回危険業務従事者叙勲**  
**瑞宝単光章 島尻 剛**(しまじり つよし)氏(字津花波)  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、各関係機関において伝達を行ってあります。

6月  
1日  
(火)

西原中学校 応援団結成!!



西原中学校では、コロナ禍でも頑張っている生徒や、地区大会などに出場する選手を応援しようと生徒会を中心に、応援団が結成されました。

中頭地区中体連に出場する選手の激励会では、応援団から出されたフレーズに吹奏楽部が曲を付けた作詞作曲の応援歌をリモートで披露しました。

応援されて嬉しかったという経験から、頑張っているみんなを応援したいと応援団に参加した団長の玉城大夢(たまきひろむ)さんは「自分の全力を出し切って頑張ってもらいたい!」と中体連に挑む仲間へエールを送りました。

